

知っておこう。固定資産税

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人が納める税金です。町は、固定資産の適正な課税を図るため、現況を調査し、評価作業を行っています。

土地の地目変更および家屋の定義や新築・解体したときの手続きなどをお知らせします。

◇家屋の定義◇

固定資産税での家屋とは、地方税法で住家、店舗、工場（発電所、変電所含む）、倉庫その他の建物と定められています。

①屋根および周壁またはこれに類するもの

家屋内に外気が自由に出入りすることを防止するための屋根や周壁があり、使用目的を達成できる利用空間があること。

②土地に定着していること

建物が永続的に基礎などで土地に定着して、使用できる状態。ブロックの上に簡易な物置やコンテナを載せただけのものは土地定着性がありません。

③用途に供し得る状態

家屋がその目的とする用途（居住、作業、貯蔵など）を達成できる一定の空間を確保していること。

これらの要件を総合的に満たしているものが、家屋として認定されます。

◇地目変更◇

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の利用状況によって地目認定し、課税されます。

土地登記簿上と現況が一致していない場合は、登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定します。

この課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の課税地目欄で確認できます。課税地目と異なる利用状況に変更したときは、税務課または総合管理課で手続きしてください。

※農地を農地以外の地目に変更する場合は、農業委員会に農地転用許可の申請が必要です。

※法務局へ地目変更の登録をする場合は、税務課への申請書提出は不要です。

○平成27年度は評価替えの年

評価替えとは、土地や家屋の価格の見直しのことで、平成27年度は、3年に1度の固定資産の評価替えとなります。

○家屋を新・増築したときは？

税務課に連絡してください。職員が家屋の評価をするため、実地調査に伺います。

○表示登記の手続きを

建物の所有権を取得した人は、取得の日から1カ月以内に、表題登記を申請しなければなりません。

所有者を明確にし、相続などで問題が生じることのないよう、手続きをお願いします。

※未登記家屋も、課税対象になります。

○家屋を取り壊したときは？

①印鑑を持参して税務課または総合管理課で手続きをしてください。手続き後、職員が現地を確認します。

②建物が滅失した日から1カ月以内に法務局で滅失登記の手続きをしてください。

○問い合わせ先

役場税務課固定資産税係

☎（86）1172「直通」



軽自動車税が引き上げられます

平成27年4月1日以降に適用される新税額

種 別		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc を超えて 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc を超えて 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター、耕運機など）	1,600 円	2,400 円
	その他（フォークリフト、ショベルなど）	4,700 円	5,900 円
二輪の軽自動車	125cc を超えて 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	4,000 円	6,000 円

平成28年4月1日以降に適用される新税額

種 別			改正前	改正後	重課税額
四輪の軽自動車	乗用（５ナンバー）	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	乗用（４ナンバー）	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円

平成27年4月以降に新規登録（新車に限る）する軽自動車の税額を、平成28年度から引き上げます。（平成27年3月までに登録済みの車両は、平成28年度も改正前の税額が適用されます）

グリーン化を進める観点から、新規登録から13年を経過した軽四輪車などについても、平成28年度から改正後の税額にさらに約20%重課されます。

◎問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係

☎（86）1172「直通」